

受験番号	
------	--

平成31年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府

博士課程前期 国際経済法学専攻

入学試験（第2次募集）（筆記試験）問題

専門科目

憲 法	1
民 法	2
商 法	3
国際法	4
国際私法	5
租 稅 法	6
労 働 法	7
社会保障法	8
政 治 学	9



[憲 法]

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

[第1問]

パブリックフォーラム論について、判例に触れつつ論じなさい。(50点)

[第2問]

国会開会式の「おことば」や外国元首の接受など、天皇が国事行為以外の公的行為を行うことができるかについて、学説の対立を踏まえつつ論じなさい。(50点)

[参照条文]

- 憲法1条 「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」
- 憲法4条1項 「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」
- 憲法6条1項 「天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。」
- 憲法6条2項 「天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。」
- 憲法7条 「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。
 - 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
 - 二 国会を召集すること。
 - 三 衆議院を解散すること。
 - 四 国會議員の総選挙の施行を公示すること。
 - 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
 - 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
 - 七 栄典を授与すること。
 - 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
 - 九 外国の大使及び公使を接受すること。
 - 十 儀式を行ふこと。」

[民 法]

以下の問題の中から一問を選択し、選択した問題の番号を掲げたうえで解答しなさい。

[第1問]

もっぱら不動産を目的とする抵当権（民法369条）と不動産質権（民法356条以下）は、どのような点で異なるか。日本でも、1898年（明治31年）に民法が施行されて以来、同じ物的担保に属する抵当権が不動産質権を圧倒し、長い間、前者が不動産金融を牽引する重要な役割を果たしてきたのは、どのような事情によるのだろうか。両者を比較検討しながら、自己の見解を示しなさい。

[第2問]

Aは、B銀行に対し、500万円の定期預金債権（以下、同債権を α 債権と呼ぶ）を有しており、B銀行は、Aに対し、550万円の貸付債権（以下、同債権を β 債権と呼ぶ）を有している。ところが、2019年1月18日、Aの債権者の一人Cが、すでに弁済期が到来した自己の債権（売掛代金600万円）を回収すべく、 α 債権全部を差し押さえたうえ（民事執行法143条）、同債権から独占的満足を得るための転付命令（同法159条）を取得した。現行民法に基づき、次の設問のすべてに解答しなさい。なお、各設問の事案は、それぞれ異なるものとする。

(1) α 債権の満期日（同年1月31日）が到来したので、Cが、Bに対し、その定期預金の払戻しを請求したところ、Bは、Aとの間に預金債権の譲渡を禁止する特約（民法466条2項）があると主張して、当該特約の存在を知っていたCの請求に応じようとしない。確かに転付命令は債権譲渡と同様の効果をもたらすものだが（民事執行法160条）、このようなBの主張は認められるか。（配点50点）

(2) α 債権の満期日（同年1月31日）が到来したので、Cが、Bに対し、その定期預金の払戻しを請求したところ、Bは、 α 債権が差し押さえられたときは、同年7月31日まで弁済期が到来しない β 債権の期限の利益（民法136条）が失われ、いつでも両債権を対当額でBが相殺できる旨のA・B間の特約があると主張して、 α 債権の全部を消滅させる相殺の意思表示（民法506条）をしてCの請求に応じようとしない。このようなBの主張は認められるか。（配点50点）

[商 法]

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

〔第1問〕 次の（1）および（2）の会社法上の概念について、条文を引用しつつ簡潔に説明しなさい。（30点）

（1）公開会社

（2）募集株式の発行等

〔第2問〕 次の事例を読んで、設間に解答しなさい。（70点）

Yは、甲株式会社（以下「甲社」とする。）の代表取締役である。2018年12月、Yは甲社を代表して、X株式会社（以下「X社」とする。）との間で、X社製品に関する売買契約を締結した（以下「本件取引」とする。）。さらに、売買代金支払のために、甲社を振出人とし2019年3月末を満期とする約束手形（以下「本件約束手形」とする。）を振り出した。

本件取引の当時、甲社の経営状態は悪化しつつあった。Yは、X社の商品を転売することによって当座の運転資金を確保しようとしたが、想定よりも安い値段でしか商品を転売することができず、本件約束手形についても満期までに決済資金を確保することができなかつた。2019年4月、甲社は倒産手続を申し立てた。

以上を前提として、X社に対する甲社代表取締役Yの会社法上の責任の成否を論じなさい。

[国際法]

次の第1問から第3問まですべてに解答しなさい。

第1問 (40点)

第2次世界大戦以後、米国は、外国人が外国で行った競争制限的な行為に対しても、自国の経済秩序に対して実質的な効果が生じるか、またはそのような効果が生じることが意図された場合に、管轄権を行使することができると主張した。次の各設問に答えなさい。

- (1) 現在、米国の主張は管轄権の基礎として国際法上認められるに至ったのか。
- (2) 1976年ティンバレン事件において示された「合理性原則」とはどのようなもので、どのように評価されているのか。

第2問 (30点)

国家平等原則の内容について述べなさい。

第3問 下記のすべての用語の意味について簡略に説明しなさい。(各6点)

- (1) ISDS
- (2) 法の欠缺
- (3) 委任統治
- (4) 埋没理論
- (5) ICRW

[国際私法]

日本人男A（40歳）とX国人女B（40歳）は日本で婚姻生活をしている夫婦である。AとBは、Y国人Dの子C（16歳。Y国国籍）を養子としようとしている。Cの法定代理人はDである。

X国とY国はいずれも日本に大使館と領事館を設置している。

X国法からもY国法からも日本法への反致が成立しないものとして、以下の問すべてに解答せよ。

(1) Cが16歳であることは、AとCの養子縁組の障害になるか。BとCの養子縁組の障害になるか。

(35点)

(2) Cの法定代理人Dの承諾は、AとCの養子縁組が成立するために必要か。BとCの養子縁組が成立するために必要か。

(35点)

(3) A B夫婦とCの夫婦共同縁組は、どのような方式で行えば、日本において方式上有効とされるか。

(30点)

必要があれば次の資料を用いよ。

X国民法	Y国民法
101条 年長者を養子とすることはできない。	201条 15歳に達した者は養子となることができる。
102条 養子となる者が18歳未満であるときは、その法定代理人がこれに代わって縁組の承諾をする。	202条 養子となる者が13歳未満であるときは、その法定代理人がこれに代わって縁組の承諾をする。
103条 配偶者のある者は、その配偶者とともに養子縁組をする。	203条 配偶者のある者は、その配偶者とともに養子縁組をする。
104条 養子縁組は、市町村長に届け出ることにより成立する。	204条 養子縁組は、市町村長に届け出ることにより成立する。
105条 外国に在るX国人間で縁組をしようとするときは、その国に駐在するX国の大使、公使又は領事にその届出をすることができる。	205条 外国に在るY国人間で縁組をしようとするときは、その国に駐在するY国の大使、公使又は領事にその届出をすることができる。

[税 法]

所得税法第39条は、「居住者がたな御資産（中略- 引用者注）を家事のために消費した場合（中略- 引用者注）には、その消費した時におけるこれらの資産の価額に相当する金額は、その者のその消費した日の属する年分の事業所得の金額（中略- 引用者注）の計算上、総収入金額に算入する。」と定め、また、同法第40条1項は、「次の各号に掲げる事由により居住者の有するたな御資産（中略- 引用者注）の移転があつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その者のその事由が生じた日の属する年分の事業所得の金額（中略- 引用者注）の計算上、総収入金額に算入する。一 贈与（中略- 引用者注）又は遺贈（中略- 引用者注） 当該贈与又は遺贈の時におけるそのたな御資産の価額、二 著しく低い価額の対価による譲渡 当該対価の額と当該譲渡の時におけるそのたな御資産の価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額」と定めている。これらの規定の立法趣旨を論じ、所得の意義との関係を比較しなさい。

[労 働 法]

次の第1問から第3問までの中から二問を選択し、解答しなさい（順序は問わない）。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。（各50点）

[第1問] Xは、A国に本社を置く通信社であるY社日本支社で通信記者として中途採用された労働者である。Xは、別の通信社でも記者として10年以上勤務してきたが、Y社において求められる職務内容は、Y社独自のポリシーに基づくものであり、Xが過去に勤務していた通信社で求められるものとは異なるものであった。Xは、6か月の試用期間中に、予め設定された目標数の記事を配信することができなかったため、Y社は、XはY社の記者として求められる能力を有していないと判断し、Xの本採用を拒否した。なお、試用期間開始後3か月経った頃には、Xの配信スピードの遅れは明らかになっていたが、改善のための指導等がなされることはなかった。かかる本採用拒否の効力を論じなさい。

[第2問] 定年後の継続雇用制度の下で再雇用される労働者との労働契約の内容はどのように決定されるか。その際、使用者が留意すべき点について、近時の裁判例を踏まえつつ、説明しなさい。

[第3問] 「企業との間で業務委託契約を締結している個人事業主には、労働法上の保護が及ぶことはおよそあり得ない」との見解に対して、労働法の適用範囲がどのように決定されるかについて具体的に説明した上で、法的視点から論評せよ。労働法上の保護が及ばない個人事業主について、必要と考えられる保護のあり方について自由に（ただし説得的に）論じなさい。

[社会保障法]

次の第1問から第3問までの中から二問を選択し、解答しなさい。その際、解答の冒頭に、選択した問題の番号を記載すること。（各50点）

[第1問]

社会保険の財政方式である賦課方式と積立方式について説明しなさい。さらに、日本の公的年金制度がどの方式を採用していると評価できるのかを検討し、その方式の課題を述べなさい。

[第2問]

50歳の男性が妻の死亡にともない遺族補償年金の支給を申請したが不支給となった。この決定について、関連判例を踏まえて私見を述べなさい。

[第3問]

初診料・再診料・外来診療料の「妊婦加算」について、制度内容とこれをめぐる動向を説明しなさい。さらに、「妊婦加算」の是非と、これをめぐる議論について、私見を述べなさい。

[政 治 学]

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

[第1問]

政治文化と民主主義との関係について論じなさい。 (50点)

[第2問]

人の移動をめぐる国際レジームについて説明しなさい。 (50点)





